

6月23日（第2日）

6月23日(木)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	浜 先 秀 二	2番	上 松 英 邦
3番	吉 野 伸 康	4番	山 本 秀 男
6番	片 平 司	7番	沖 元 大 洋
8番	野 崎 剛 睦	9番	胡 子 雅 信
10番	林 久 光	11番	住 岡 淳 一
12番	山 根 啓 志	13番	登 地 靖 徳
14番	浜 西 金 満	15番	山 本 一 也
16番	新 家 勇 二	17番	山 木 信 勝
18番	扇 谷 照 義	20番	上 田 正

欠席議員

5番 大 石 秀 昭

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	万治 功	総務部長	土手 三生
政策推進特命参事	河下 巖	市民生活部長	川寄 純司
福祉保健部長	徳永 信幸	産業部長	瀬戸本三郎
土木建築部長	石井 和夫	会計管理者	川尻 博文
教育次長	木戸佐夜子	消防長	岡野 数正
企業局長	今宮 正志	総務課長	浜村 晴司
財政課長	久保 和秀	企画振興課長	有馬 博之

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	玉井 栄藏
議会事務局次長	平井 和則

議事日程

日程第1	議案第48号	江田島市特定環境保全公共下水道大柿浄化センター 関連施設(前処理施設)の建設工事委託に関する協 定の締結について
日程第2	議案第49号	江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について
日程第3	議案第50号	江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正 する条例案について
日程第4	議案第51号	江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改 正する条例案について
日程第5	議案第52号	江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施

- 設条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 5 3 号 江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する
条例案について
- 日程第 7 議案第 5 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 5 5 号 市道の路線変更について
- 日程第 9 議案第 5 6 号 平成 2 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 5 7 号 平成 2 3 年度江田島市交通船事業会計補正予算（第 1
号）
- 日程第 1 1 発議第 3 号 議会改革特別委員会設置に関する決議について
- 日程第 1 2 発議第 4 号 東日本大震災による福島原発事故を受けて住民の生活
と健康を守るべく、エネルギー政策の見直し等を求め
る意見書について

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（上田 正君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 18 名です。

5 番 大石議員から欠席の連絡が入っております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 23 年第 3 回江田島市議会定例会 2 日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりであります。

日程第 1 議案第 48 号

○議長（上田 正君） 日程第 1、議案第 48 号「江田島市特定環境保全公共下水道大柿浄化センター関連施設（前処理施設）の建設工事委託に関する協定の締結について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） あらためまして、おはようございます。

昨日に引き続いての定例会 2 日目でございますが、大変ご苦勞さまでございます。

また傍聴者の方は、早朝からお越しいただきまして、大変ありがとうございます。

心から、お礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案第 48 号「江田島市特定環境保全公共下水道大柿浄化センター関連施設（前処理施設）の建設工事委託に関する協定の締結について」でございます。

大柿浄化センター関連施設（前処理施設）の建設工事委託に関する協定を、10 億 8,000 万円で日本下水道事業団と締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） それでは議案 48 号について説明させていただきます。

また初めに、本議案につきまして、差し替えをさせていただきました。

大変ご迷惑をかけました。

申し訳ございませんでした。

それでは、議案書 1 協定の目的は、江田島市特定環境保全公共下水道大柿浄化センター関連施設（前処理施設）の建設工事委託に関する協定です。

2 協定金額は、10億8,000万円で、内消費税額及び地方消費税額は5,142万8,571円です。

3 協定の相手方は、東京都新宿区四谷三丁目3番1号、日本下水道事業団、理事長 曾小川 久貴。

4 工期は、議会議決後の協定の日から、平成25年3月29日までです。

工事概要につきましては、前処理施設の建設と水処理施設の解体工事です。

前処理施設の構造規模は、鉄筋コンクリート構造、地下1階、地上2階、延べ床面積は975.93平方メートルです。設備の概要は、し尿、汚泥を受け入れることから、脱水施設、希釈施設、希釈用水施設、脱臭施設の4施設です。

なお、次のページに全体配置図を添付しております。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） いよいよ前処理施設の工事に入るわけですが、この前処理施設については、当初は、浄化センターの更新ということで考えておったわけですがね。事業費を比べてみますと、浄化センターの更新では約26億から30億かかると、総事業費がね。このたびの前処理については13億から15億と。これは、約半分ぐらいにつくということで、いいことだなと思うわけであります。

それから、この前処理についての汚泥の処理なんかも、汚泥脱水処理機を使って70%に押さえ、一般廃棄物として、呉のごみ施設で処理ができるということで、ランニングコストも安くあがるということだと思います。

それから、水の処理するのに希釈するとき、10倍を4倍ですむという利点もあるということと、鹿川の水源地から水を引っ張る、1.5キロくらいですか、あそこから引っ張ってこられるということで、大変メリットが大きいと思うんですね。

しかしながら一つ、私問題があると思うのが、今度大柿で処理されるわけですね。大柿で処理するには、これは問題は何かないゆうことですか。お伺いします。

それから、暫定前処理施設建設工事委託、これあるわけなんですけど、これに入っていないのはなぜなのか。お伺いいたします。

これも事業団へ委託するんじゃないんですか、委託となっておりますが、これに入っていないようです。

それから、低入札をやられると思うんですね事業団は、この間のような、低入札の問題は、調査に入りますと長引きますから。そういう問題も出てこないかなと思うんですが、お伺いいたします。

以上です。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） ただ今、2点ご質問がありました。

一つ目は、大柿で処理するのが適切かということでございます。

し尿処理費を脱水した後に、希釈水を下水処理場で処理をするようになりますけれども、その希釈水の処理先については、配管などをつないで、その下水処理場の方に持っていくこととなりますが、いろいろ検討した結果、すぐそばまで配管が通っております大柿処理区の方で処理するのが適切であるというふうに判断をしたものでございます。

2点目の低入札の方でございます。

事業団の方では、総合評価型の入札方式をとっておりますので、やはり低入札になりますと価格調査が入ります。

それによりまして、若干の契約までの期間がかかることとなりますけれども、そのあたりは、工事などで吸収できるように聞いております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） 暫定前処理施設の建設につきましては、これは昨年度、契約しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 1問目の深江のことなんですけども、深江で問題ないかいうことなんですけども、これを接続して、深江の下水の最終終末処理場から水を出すわけなんですけども、実は、大柿の処理区の当初計画、要するに処理する水の量が、これをつないでも、前の処理する計画の量よりは少ないわけなんです。

漁業組合から、深江の漁業組合から来られました。これつないで大丈夫か、いうことで来られたんですが、説明して、これはつないでも、実は、全体の水の量は、前より多くはなりませんと、まだ少ないぐらいですということで理解をさせていただいておりますので、地元のトラブルということはないと思います。

○議長（上田 正君） 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 協定金額が10億8,000万で協定をされ、その内消費税額が5,142万8,571円と、いわゆる消費税に相当する額を差し引けば、約10億2,000万ぐらいの事業でやると、この事業団に委託する10億8,000万の内訳を、内容を具体的にお尋ねいたします。

それから、23年・24年の2カ年契約となっておりますが、年度別の事業内容を具体的にお尋ねいたします。

以上です。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 1点目、内訳でございますが、すいません、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさしていただければと思います。

それから2点目、2カ年契約におけるそれぞれの事業内容でございますけれども、このたび前処理施設の建設工事の工事の委託部分と、それから水処理施設の解体がございまして、水処理施設の解体につきましては、今年度中に終えて、前処理施設の建設工事については、今年度から来年度に向けて、工事が施行される予定になっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） そうすると、解体工事については、地元で施工が可能だということでございますね。それだけは、直接、市の方から発注するようなことはできないんですか、どうですか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 解体工事における発注についてお尋ねでございます。水処理施設の解体と建設工事につきましては、下水道事業団の委託の中で行われるものでございます。

そして、下水道事業団はこれらを一体的に発注すると伺っております。

その場合に、地元業者が入れるかということでございますが、下水道事業団の参加資格を有していただけるように手続をとれば、参加していただくことは可能と思います。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第49号

○議長（上田 正君） 日程第2、議案第49号「江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第49号「江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について」でございます。

一般廃棄物熱回収施設設置者の認定申請手数料の新設に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） それでは、議案第49号について説明いたします。

まず改正の趣旨は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が、平成22年5月に一部改正され、熱回収機能を有する廃棄物処理施設の認定制度が創設されました。

この制度は地球温暖化対策の一環で新たにつくられたもので、廃棄物の焼却熱による発電や余熱利用といった、熱回収機能を有する廃棄物処理施設を設置しているものは、一定の技術・能力基準に適合していれば、申請により、市長の認定を受けることができるという制度です。

その認定及び更新申請に対する審査手数料を徴収するために規定するものです。

内容につきましては、参考資料の新旧対照表で説明させていただきます。

36ページをお開きください。

右の欄が現行、それから左の欄が改正案です。

別表、第1、第6号の表題、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）関係を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。

以下この項において「法」という。）に改め、表中（3）を（5）に、（4）を（6）に繰り下げ、新たに事務の名称の欄に（3）法第9条の2の4第1項の規定に基づく一般廃棄物熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査、手数料名の欄に一般廃棄物熱回収施設設置者の認定申請手数料、単位の欄に1件につき手数料の額の欄に3万3,000円を、同じく事務の名称の欄に、（4）法第9条の2の4第2項の規定に基づく一般廃棄物熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査、手数料名の欄に、一般廃棄物熱回収施設設置者の認定更新申請手数料、単位の欄に1件につき、手数料の額の欄に2万円を追加したものです。

35ページをお開きください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、4月1日から適用することです。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 特段の内容についてのことではないんですが、6月22日に提出の議案ということで、一応1番最後附則の方で、4月1日から適用ということなんですが、これはさかのぼって遡及効ということになるんでしょうか。

それと今日6月23日ですね、これまでこういった今回改正にかかわる案件があったのかどうか、おそらく無いんだと思うんですが、その点教えてください。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） 4月1日にさかのぼってという適用に、国の方の法

律でなってます。ということで、4月1日からの適用とさせていただきます。

それと、今までに、県内には、こういう施設は無いので、今後新たにこういう該当施設ができた時のための条件整備ということで、このたびあげさせていただきます。

以上です。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今、確認なんですけども、一応この国の法律改正に基づいて条例改正ということだと思うんですけども、この法律の改正の施行日はいつですか。

○議長（上田 正君） 暫時休憩します。

（休憩 10時22分）

（再開 10時22分）

○議長（上田 正君） 会議を再開します。

川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） たいへん申し訳ございませんでした。

この法律が平成22年5月19日に公布され、23年4月1日から施行ということになっております。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 法律の改正の施行日が平成23年4月1日ですね。おそらく通達というか法律が改正になったのは、それ以前ではないかと思えます。

僕が言いたいのは、いってみれば、これ6月定例会に出すものではなくて、3月の定例会に出すべきだったものではないのかなというところがありますので、こういった遡及効、事前にもう法律は施行する前には、もう国会で議決されていると思いますので、今後また市の条例、改廃とか、あと新規するときには、こういった事後に議会に出すようでは困るということを要望しておきます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第50号

○議長（上田 正君） 日程第3、議案第50号「江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第50号「江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

高田老人集会所の廃止に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第50号の説明をします。

39ページに改正条文を、40ページに参考資料として、新旧対照表を添付してあります。

39ページをお願いします。

高田老人集会所の廃止に伴い、江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を次のように改正するというので、別表第1と別表第2の高田老人集会所の項をそれぞれ削るものでございます。

附則としまして、この条例は平成23年7月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

片平議員。

○6番（片平 司君） あのやめる理由よね。

それと地元了解を得とらんかどうか、お尋ねしたいんですが。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 初めに、廃止の理由でございますけれども、平成19年度から今日まで使用されていないというのが原因でございます。

地元の老人クラブの会長、自治会の会長とそれぞれ話をさしてもらって、いつ老人集会所を砕いてくれるんかいうことをずっと聞いておりました。

それが、このたびになったということでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） 19年から使われていないから廃止ということはわかるんじゃないけど、そうしたら、ここの老人クラブはどこを使いよったわけ。公民館。どこか集会所は、ようは老人が集まって何かするという事はなかったんですかね。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 隣に、高田の公民館がありますので、多分そこで利用しよったもんだと思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第51号

○議長（上田 正君） 日程第4、議案第51号「江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第51号「江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

鹿川漁船係留施設の完成に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 議案第51号、江田島市水産振興施設設置及び管理条例の一部改正案について説明します。

42ページに条例改正案を、43ページに新旧対照表を添付しております。

43ページの新旧対照表をごらんください。

今回の一部改正は、鹿川漁船係留施設の完成に伴い、新たに水産振興施設として管理することとなったため一部改正を行うものであります。

別表第1の表中、鹿川漁船係留施設（12号）の項の次に、鹿川漁船係留施設（第13号）を加えるものです。

附則として、本条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本一也議員。

○15番（山本一也君） ちょっと不勉強で教えていただきたいと思います。

番地だけでよく場所がわからないんですが、このところ場所を教えていただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 場所は、白地水産の倉庫があるところから防波堤がこう出ておりますけども、その中段に新しくつけさせていただいたものです。鹿川港です。

○議長（上田 正君） 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 白地水産は工場が両方あるじゃない、どちら側の方か。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 誠にすみません。

説明しますと、鹿川漁協の組合がありまして、それから大柿町へずっといきましたら、白地水産の倉庫みたいなあります。そこに、防波堤がこう海へ出ておりますので、そこに設置しております。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

胡子議員。

○9番（胡子 雅信君） 私も今山本議員と同じような感じでふと思ひまして、条例今ここ中略しているんで、これ今見ましたら、鹿川漁船係留施設（第13号）なんですけれども、その前1号からあるという理解なのか、これは私どもも、その地域の間人じゃないんで、全然場所もわかんない所で、住民の方も係留施設ということがわかるんですけども、番号例えばその括弧何号というよりかは、今後わかりやすい表記というか、お願いしたと思うんですけども、ちょっと教えてください。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 誠に申し訳ありません。

鹿川には、相当数約14施設、市の設置したポンツーンがあるように台帳上はなっております。それには例えば所在地何々ということは書いてありますけども、この施設の用語とすれば、第何号という一連番号で、いかせていただいとるのです。

もしも見にくかったら今後検討さしていただきたいんですが、あくまでも施設は番号で整理しています。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） すみません、分かりました。

1号から14号までであるということで、例えばそのポンツーンに、鹿川なんとかで、その1とか2とか、そういう表記はされているんでしょうか。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 誠に申し訳ないんですけども、例えば大矢漁港係留施設（第1号）とか、あるいは鹿川漁港係留施設（第1号）というように、その港の大矢とか大ざっぱな中での区分けをしてあるんですけども、それ以外は、台帳上には色々細かく、神社前何とかと書いてあるんですけど、うちのこの施設の条例上では、あくまでそのような表現でしかとってないということです。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） これたぶん最後になる思うんですけども、私が言いたいのは、ポンツーンに、例えばそのなんとか係留施設書いてあります、そこに1番とか2番とかふっていただきたい。

なぜかという、例えば釣り人が、何か起こったときに、現場はどこだというときに、そこに表記があれば、何とか栈橋、係留栈橋の何号に今いますとか、そういうような目印になるんじゃないかと思ひまして、またそういった観点からも検討してみたいと思います。これはお願いします。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第52号

○議長（上田 正君） 日程第5、議案第52号「江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第52号「江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案について」でございます。

下水道使用料の改定に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） それでは、議案第52号、江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

本案は、主として下水道使用料の改定に伴うものでありますが、もう1点、水道使用料との一体徴収により事務の合理化を図る部分もあわせて改正しようとするものであります。

まず、改正理由でございます。

現在の下水道の整備状況は、平成22年度末で整備率では約7割、接続人口は1万5000人余でございます。普及率でいきますと約65%でございます。

経営状況といたしましては、汚水処理費に対する使用料収入の割合である経費改修率が約6割で、約1億円の歳入不足があるため、一般会計からの繰り入れによって補っております。

これは、供用開始時に普及促進のため、低く抑えていた使用料を16年間そのまま据え置いてきたことが大きな要因となっております。

このような状況から下水道事業を安定的に継続するには、経営の健全化が課題となっており、建設コストや維持管理コスト等の経費の削減を努めるとともに、使用料等の収入の増大を図ることが必要となっております。

このたびの見直しのポイントといたしましては、経費改修率を3年間で約6割から約8割に向上させること。これは使用料収入を増大し、安定的な財源を確保することにより、一般会計からの繰入額を縮小するものです。

重量料金の現行を2段階から6段階に細分化すること。これは細分化することにより、使用者の節水努力を促すとともに、負担感を軽減しようとするものです。

このようなことを考慮し、このたびの改正を提案するものでございます。

内容につきましては、議案書の54ページからの新旧対照表を用いて御説明いたします。

54ページをお開きください。

下水道条例の新旧対照表でございます。表の左側が改正案で右が現行でございます。主な改正点を御説明いたします。

56ページをお開きください。

中ほどの第19条第3項を追加しております。

一体徴収に伴うもので、公共下水道の使用を開始するものが、上水道の使用開始届けを出せば、これをもって下水道開始の届け出をしたものとみなすものでございます。

続いて57ページでございます。

中ほど第22条第2項第2号でございます。

これも一体徴収に伴うもので、現行の下水道使用料は2カ月ごとに検針・徴収を行っておりますが、上水道使用料が1カ月単位で使用料算定を行っているため、これに合

うように1カ月の排出量の算定方法を定めたものです。

同じページの1番下第22条第3項でございます。

これは料金改定に伴うもので、2カ月単位に満たない中途の使用期間の場合、これまでも2カ月分の基本排出量で料金計算しており、負担感があつたため、少量の場合は基本料金の幅と額を2段階に細分化したものでございます。

次に、59ページでございます。

中ほど第37条第3項を追加しております。

これは一体徴収に伴うもので、上水道とあわせて使用している方への督促を行う場合の規定を設けたものでございます。

次に60ページでございます。

別表第4で、これは料金改定に伴うものでございます。

右側が現行では2カ月単位の料金設定で、重量料金部分である超過水量に対して2段階の料金改定でございましたが、左側改定案では、1カ月単位の料金表示とし、各料金の改定とともに、超過配水量を6段階に細分化したものでございます。

その他の改正部分については、関連法との整合を図つたもの、表記の合理化を図つたもの、字句の整備でございます。

60ページからの下側からは、農業集落排水処理施設の改正に係る新旧対照表でございますが、内容は、下水道条例と同等でございますので、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑に行います。

質疑はありませんか。

片平議員。

○6番（片平 司君） 3点ほど、3月18日に全員協でくれた資料、2日にくれたのと似たようなもんなん、同じだと思ひますけど、整備率というのが、この2ページに出とるんじゃないけど、江田島大須の農村施設とか、能美町とか沖美町は100%全部終わとるんですよ。現実には、整備率は。

ところが、その接続率が、非常に低いわけなんです。

この努力は今までも接続率の向上というのは何回も何回も言うてるわけじゃないけど、あなた方々も色々努力はされておると思ふんじゃないけど、どうもなかなか向上してない。

それでひとつは、そういう接続率があがらんとどうしても料金が収入が入ってこんというのがあって、今回の料金、これ改定というて書いてあるんじゃないけど、私に言わせれば改悪なんじゃが、値上げになつたんだと思ふんじゃないけど、そのへんはどうなんですかね。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 接続率の向上につきましては、推進委員を今年度から配置をして、特に、現在のところは中町地区でございますけれども、その推進員によりまして、戸別に訪問をさせてもらっています。

そして、下水道接続のメリットの御説明であるとか、あるいは、今まで接続してこられなかった理由などをお尋ねしている状況でございます。

大体180戸ぐらいの戸数をまわっておりまして、ある程度の方々からは近いうちに接続をしたいというような御回答もいただいておりますが、現在のところ、具体の接続の契約まで至っているものはございません。

ただ、接続をしない理由などもお尋ねしておりますので、こういったアンケートを積み重ねまして、接続率を向上するためにどのような施策を用意すればいいかということをごをただいま勉強している状況でございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） まず、これによると、有水収入率いうんですか、書いとるんじゃがね、難しい言葉が、わけの分からんのがあるんじゃけど、立方当たり150メートルにならんと、国の補助金が減額される可能性があるいうて書いとるんよ。ならんかったら可能性があるというて書いとる。

そうしたら、今回10%、平均11～12%値上げになるんじゃけど全体の平均で、150円に上げてもらんかった場合には、ずっと永久に値上げになるわけよ。

一つ懸念するのは、それが一つ、永久になるんか、値上げがずっと続くんかいう、値上げのスパイラルなんとかいうのがあるじゃないですか。

公金が減額されるという可能性があるいうて書いてある、せんかもわからん、努力をせんところは、収納率向上を努力せんところは交付金が減額になると、これに書いてある。

努力が、いろんな努力といえ、いろいろあると思う。あなたらの努力は、値上げが努力かいね。

そこも聞きたいんですよ私は。

値上げだったら私でもすぐできるんじゃけど、値上げしますいう条例出せば終わるじゃけえ。いろんなことをやって、そうでなおかつどうもならんけえ、この際申し訳ないんじゃが値上げさせてくれというんかどうか、そのへんが1点。

それで、利用者から住民から見た場合に、交付金が仮に減額されたとした場合と、値上げによる負担と、どのぐらいの金額の差があるか教えてください。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） まず、国の交付税の措置のことでございますけれども、150円を全国的な状況から150円ぐらいが低いレベルということで、国の方ではとらえておりまして、それ以下の有収水量当たりの単価でございますと、十分にお金をいただいてない維持管理費に対してお金をいただいてないという判断をしている状況でございます。

それで、基本的に公共下水道は、利用者負担で賄うことということが原則とされておりますので、その交付税措置いかによらず、維持管理費を利用者負担によりまして、とんどの収支に持っていくといったことをねらって、このたびは下水道の改定をさしていただいているところでございます。

説明の中でもございましたけども、それによりまして約8割までしか上がらない状況になってます。

従いまして、まだ一般財源の持ち出しというものは必要になってくるわけでございますけども、これについては、3年後で約8割を目指すということにしておりますので、そのときの状況を見て、また、経営の健全化について、判断してまいりたいと思っております。

それから、交付税が措置されなくなるかもしれないということでございますけども、現在のところ、処理区単位で、この交付税は措置されるものとなっております、不交付の額が、現在のところ4,000万円ほどございます。

それで、改定がなければ、平成23年度は6,000万円以上のものが不交付になる見込みでございます。これは、結果として額が動くかもしれませんが、昨年度以前の状態では約6,000万円余の不交付となる公算が大でございます。

それから、これまでどういった努力をしているのかと、それからこれからどのような努力をするのかといったようなお尋ねでございますけども、まず、平成20年度に下水道区域を効率的な整備が可能となる区域へ見直しをいたしました。それから、先ほども議案としてあがってりましたが、し尿浄化槽汚泥の集約処理といったものに取り組んでおります。

それから、今年度から企業会計への移行により経営の透明化を図り、より皆様に経営内容を見ていただきやすくするようにもしておりますし、このたびの条例改正にも盛り込んでおりますけども、上下水道の使用料の一体徴収により、徴収経費の削減を図ることとしております。

それから、今後下水道処理施設がふえてまいりますと、維持更新に対してもお金がかかることとなりますので、いわゆる戦略的維持管理というものを、これから検討して、できるだけ効率的な維持管理が図れるように考えていこうとしております。

それで、そういった努力をする中で、このたびは下水道の使用料についても、値上げをせざるを得ないという状況と判断しまして、料金の改定のお願いをしているところでございます。

それから、最初に申しましたように、接続率の向上のためには、現在のところ推進員を配置して、試行的にすね中町の方を重点的に回っております。中町が一巡しますと他の地区に回って、さらに下水道の接続について理解を求めていくように考えております。

それから、最後の、値上げをした場合と交付税の差でございますけども、1番最初に申しましたように、そもそも交付税の措置を受ける受けないという話の前に、維持管理費を使用料で賄っていないという状況がございますので、これにつきましては、皆様のご協力を得たいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） これが最後になるんですが、要望になるかわからないけど、要は、人口がだんだん減って行って、私らもじゃが、家内と2人暮らしになる。使用量、

料金の料じゃなしに、量、28立方というんじゃが平均で、ここ書いとるん、30足らんですよ。使用する水の量が少のうなりゃ、当然のことながら金額も減るんです。そうすると、これまたなかなか150円がね、難しくなるんよ。

ほいでもう一つは、年取った人はこれをつけるのに大体100万かかる、100万円から150万、道路から家が離れとったらまだまだかかるんじゃけど。そうすると、接続せんのですよ、はっきり言って。

これは、あんたらが今一生懸命回りよるいうから、どのぐらいできるかちょっと今度また報告があると思うんじゃけど、そうしたら、これはなかなか難しいんじゃないかなと思う。

そこで、市長に提案があるんですが、水洗便所取り付けには補助金がないんよ。悪いことには。これ何ぼかでもあれば、投資してつけてみようかなというふうなんもできるんじゃないかと思うんじゃが。これを是非やってもらえれば、ちょっと向上するんじゃないか。

そうするとやっぱり、下水道の使用料も上がるし、入ってくる金も増えるから、あながち補助金出すんが全部出っ放しということはないと思うんです。

そういうこともあなたら考えられんと、これはなかなか接続率の向上にならんと思うんじゃけど、答弁はせえというてもできんけえしょうがないんじゃけど、そういう要望して終わります。

以上です。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） このたびの使用料の値上げは部長言ったように、一般会計からの繰入金、これを少しでも少なくしようということで、私もこれは理解できるんですよ。一般会計の財政が、大変厳しい、将来的に地方交付税が27年度から段階的に減り、5年後には13億5,000万ですか、それぐらい減少になること、それから自主財源の市税も段階的に減ってきます。それとか国の締めつけ、これもくると思うんで、今まで経済対策で、借入れをして経済対策やとるんですから、この3点から、江田島市の財政は大変まだまだ厳しくなると思うんですよ。

ですから、この使用料の値上げについて私は理解できるんですよ。

できるんですがね、市長。あとの、補正予算でもあります住宅補助金、これについては、個人の財産に向けて、お金を配るような、このようなばらまきをやる、こちらでは締めて、こちらでははくと、どういった市政で私市長いかれるんかよくわからんのですよ。だんだんわからんくなってきとるんですよ。

財政の健全化に向けていくのか、短期間に市民を喜ばせて、補助金を出して喜ばせて、それでそういういった市政でやるんか、市長にそこを聞きたいです、まず第1点。

もう一つはですね。上下水道の一体徴収、8月1日から市長もやられる言いよったんですが、この条例にないようなんですが、どこに書いとるんですか、お伺いします。

以上です。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） まず、政策の一貫性ということになると思うんですが、かたやば

らまきじゃないかというように言われるんですが、この住宅の改修分の補助制度のときに説明申し上げましたように、これは確かに個人にも財産形成するためにするという部分も一部ありますけども、あのときの趣旨は、江田島市内の大工さん・左官屋さんのそういった業界の方が仕事がなく、本当に困るとるんだと、もうあしたでも倒産するんだというような、話が出まして、私も実際に、大工さん・左官さんの組合がありますけども、そういった方々からも意見を聞きました。そうしたら、やはり仕事少ないそうです。

そういったことで、住宅改修制度の補助制度を導入したわけで、ただ個人の財産を形成するために、実はしたわけじゃないんです。ただ、現実にはそういった部分もあります。

それと、財政的なことというのはやはり長期的に、今回値上げをするから矛盾しとるんじゃないかということなんですけども、やはり全体にある程度の長期的なもので財政の計画などを見ないといけんいうことで、その部分的に出入りが少しあるというのは、どこの自治体も、国・県もそうですけど、そのときその場面、場面で、3年間はここへちょっとお金を投入せんといけませんよいうことはありますので、長期的で見ればそう問題になることじゃないかと思えます。

先ほどから下水の話がずうっとこう出とるんですけども、私はいつも下水の話は、国は今消費税を上げるとか上げないかという話と中身でいえば同じと実は感じとるわけなんですけれども、一つには、国で消費税を上げる場合にいつもやる、役所側の経緯を政策せいということで事業仕分をしよるのと同じで、要するに先ほどから部長が説明したように、いろんなことで、努力を当然せんといけんと思えます、この下水に関してもですね。

もう一つは、実はもう15年以上たっておる施設が、15年以上というのは能美の高田にあります処理場なんですけど、そこは、もう既に延命措置をする設計とかそういう段階の施設に入っております。ですから、ますます一般会計からの持ち出しが、このままですと、一般会計から持ち出しがますますふえることになります。

その値上げをさしてもらいたいというのは、それが非常に耐えられないほどの値上げではないと思えますけれども、1円でもたくさん払うというのは、私どもの立場からいうと、個人的に言いますと払いたくないというのは当たり前なんですけども、全体の財政の中で考えると、もう既に維持管理だけのために1億近くを支出しておると、繰出しとると、先ほど言いました高田の施設なんか、今年もう延命策のための設計などの検討に入るようなことになっています。ますます維持管理部分が、お金がかかるようになっておりますので、そういった全体的なことを見て、一つ一つ言えばそういう矛盾したことがあるかもわかりませんが、長期的に考えて是非判断をしていただきたいというように思います。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 一体徴収についてのお尋ねでございます。

条例の中には、一体徴収を規定しなければならないという決まりはございませんので、このたび条例の改定について認めていただいた段階で、それらの制度を整備してい

きたいと考えております。8月1日からの施行でございますので、それまでに整備をして、御案内をしたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 質問というか、検討をしていただけるかどうかということ。

以前も、2年ほど前に一般質問等で話させてもらってらっしゃるんですが、今回下水道を値上げせざるを得ない状況、これは私も理解しております。

それと、今年度から下水道の接続率向上に向けて、台帳をつくって管理して、奨励記録もこれから整備していくというふうに聞いております。

ここで皆さんもご存じだと思うんですが、下水道法の第11条の3で、ここには供用開始から3年以内に水洗便所に改善することを義務づけております。また下水道事業者、これはいわゆる江田島市ですけども、江田島市は相当の期間を定めて改善命令を出すことができると規定されておるわけなんです。

言ってみれば、今はこちら水洗率向上のために、担当者の方が一軒一軒回って、接続をなぜしていただけないでしょうかと、どういった理由ですかと、いうふうな台帳記録をつくるだけにならざるを得ないのかなというところもあって、もう一步踏み込んで、この改善命令、こういったものを出すことも、接続率改善の向上のためにやらなければいけないんじゃないかと私は思います。

そこのところをどのように考えているのか教えていただきたいとともに、またこの改善命令をしたとして、そこで従わなければ、下水道の法律には、48条によって30万円以下の罰金に処するという法律にもなっているわけです。

そこまでやってほしい、やらなくてはいけないという思いではありませんが、ある程度一步踏み込んで、接続率向上のために踏み込まざるを得ないと思っておるんですが、その点いかがお考えでしょうか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 接続率向上のための罰則規定についてのお尋ねでございますが、まず、今年度推進員を配置して、その接続されてない理由などをお尋ねしております。この罰則規定をもうける前に、なぜ接続されてないかといったところを把握いたしまして、それに対する政策をおまえら打つとるんかというところを把握して、もし漏れているようなものがございましたら、それをまずやってからになるかと考えております。

したがいまして、今年度はデータを収集して、将来的にそのような必要が生じているかどうかまだわかりませんが、まず必要な理解を得るための施策を打ってまいりたいと考えております。

以上です

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今回答をいただきました中で、これから、その内容を具体的に把握するために、まず戸別訪問していくという理解でよろしいですか。

ここで基本的に、ここにいる議員の皆さんもそうなんですが、もともと事業というのは平成の初め、もしくは昭和の終わりですか、そこでスタートしております。旧町が下水道の整備の方針をしたてて、そして時の町議会も議決でうけてスタートしている事業で、これはおそらくそのときにはもう受益者負担ですよという原則は、各町民に、広報しているというふうに考えております。

それからみるともう既に時は平成23年、かなり20年に近い月日はたつとるわけで、そういう意味では、今旧町でやってきてなかった、いわゆる記録関係を、今これからやろうとしていることなんで、ただいまもう既にそのお金の面で、財政的に厳しいというふうな状況が、もうこの何年か続いて、改正ようやく今回は値上げの改正にこぎつけようとしてるところなんです。

そういう意味では、先ほど申し上げた、改善命令というのを早急に、検討しながら、もちろん、過去の記録がないんで、これから一から接続率向上をするために、ヒアリングしていかなくちゃならないと思うんですが、これはもう、速やかに、やっていただくようお願い申し上げます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 財政の健全化につきましては、私も理解するところですが、この下水道使用料を回収率、80%を目指す、先ほどと重複するところがありますが、まず、水洗化人口を接続率ですか、水洗化人口、先決ではないんか思うんです。

今、計画人口の約27,000の約4割しか使われてない。

このような時期に今から接続のお願いに行くと、値上げをすると、住民の理解をしていただけるかどうか、それを心配するんですね。

そこらはいかがですか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 接続率についてのお尋ねでございます。

やはりこれまで、接続されていなかった理由を我々の方でしっかり把握をして、それに対してどういったところのお手伝いをすれば、接続していただけるのかといったところをとらえて、必要な施策を準備していきたいと考えております。

そのために推進員の方々には、接続をしてない理由などを戸別に訪問して伺っている状況でございますので、そういったところで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 今回の値上げで、一般家庭において約1割値上げというかたちですかね。

それで水洗化を向上とともに今の使用料の体系で、基本料金が10立米が1,200円、2ヶ月ですね、20立米が1400円、20立米を超えると1600円、他の市町では、20立米ごとに単価が上がってきておりますが、江田島市だけが、20立米を超えて1600円と。まず、ここから変えて一般家庭に負担をちょっとひどいんじゃないかなあというように私は感じるんですが、どうでしょうか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） ただ今の重量における料金の細分化のことに関するお尋ねであったと思います。

従前は御指摘のように、11立米から20立米までが140円、21立米以降が160円といった料金体系でございました。

このたび、議案としてお願いしておりますのは、11立米から20立米までが160円、21から40までが175円、41から60立米までが190円、以降60から100立米までが200円、101立米から400立米までが215円、401立米以上が240円といった、6段階の細分化を行っております。

一般家庭におきましては、大体30立米ぐらいの利用されている状況でございますので、1カ月換算でいきますと大体250円ぐらいの料金の値上げにより御負担の増になっている状況でございます。

議員御指摘のように、一般家庭への配慮はどうかということでございますが、重量部分につきまして、できるだけ一般家庭となる少ないところは抑えた上昇率、それで、たくさん使っている事業者の方々に対する割合を少し高目に設定しておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上田 正君） 暫時休憩とします。

11時20分まで休憩をします。

（休憩 11時11分）

（再開 11時23分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

なお、日程に先だって、先ほど山本秀男議員から質問のありました件について、土木建築部長から回答させていただきたいという申し出がありましたので、発言を許します。

石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 先ほどは、回答ができませんで失礼いたしました。
事業団に対する事務費はいかほどかというお尋ねでございました。
委託費が10億8,000万でございまして、そのうち5%、5,400万が事業
団に対する事務費となります。
以上です。

日程第6 議案第53号

○議長（上田 正君） 日程第6号、議案第53号「江田島市旅客定期航路事業運送
条例の一部を改正する条例案について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。
直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。
田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第53号「江田島市旅客定期航
路事業運送条例の一部を改正する条例案について」でございます。

フェリー航路の廃止に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方
自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。
よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 議案第53号、江田島市旅客定期航路事業運送条例の一
部を改正する条例案について説明いたします。

66ページ、67ページに改正条例文を、68ページに参考資料を添付しておりま
す。

説明につきましては、68ページの参考資料、条例案の新旧対照表で説明いたしま
す。

68ページをお開きください。

今回の主な改正につきましては、フェリーに関する関係部分を削除するものでござ
います。

右欄が現行、それから左欄が改正案でございます。

まず第5条の乗船券につきましては、(3)自動車乗船券削除、それから(6)の急
行券を削除、それに伴い、(1)の普通乗船券を、(1)高速乗船券に改め、回数乗船券、
団体乗船券につきましては、(3)、(4)に繰り上げるものでございます。

それから第6条の運賃につきましては、別表のとおりとしというところを別表1か
ら別表4までのとおりとしというふうに改正いたします。

69ページをお開きください。

別表第6条関係の別表でございますが、まず、旅客運賃表を削除いたします。それ
から、定期運賃表の中町・高田／宇品（フェリー）、通勤・通学の部分を削除いたしま
す。それで、別表2と定めさせていただきます。

また、車両運賃表（片道）、車両運賃表（往復）、いずれも削除いたします。

70ページをお開きください。

高速艇運賃表を別表1と定めます。

手荷物運賃表の特殊手荷物関係分を削除いたしまして、別表3と定めさせていただきます。

また、小荷物運賃表につきましては、別表4と定めるものでございます。

68ページに戻っていただきます。

第8条2項の定期運賃でございますが、(1)のフェリー関係部分を削除いたします。それに伴いまして、(2)(3)をそれぞれ(1)(2)に繰り上げるものでございます。

それから、回数券の割り引きについては、自動車航送及びという部分を削除いたします。

69ページをお開きください。

第10条の運送約款ですが、一般旅客定期航路事業等を改め、旅客船に改めるものでございます。

67ページに戻ります。

なお、附則といたしましては、この条例は、公布の日から施行し、改正後の江田島市旅客定期航路事業運送条例は、平成23年4月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

片平議員。

○6番（片平 司君） お尋ねしますけど、要は、フェリーは撤退するという事なんですね。

将来的に、三高航路が、今は芸備商船やとるわけなんですけど、撤退した場合に、どういうふうにするのかなど、非常に気がかりな点がある。

もう一つは、今、高速艇が広島へ中町と宇品を往復しよるわけなんですけど、これが、またこのフェリーの二の舞にならんのかなるんかという非常に懸念を覚えておるわけなんですけども、その辺をちょっと答えてください。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） フェリーの運航につきましては、今のところ中町・高田宇品航路について撤退するという方向で、今般提案させていただくとおりでございます。

これにつきましては、公共交通協議会の連携計画の中の「西能美島航路の合理化」ということに基づいてといいますか、尊重しながら進めてきたことでございます。

それと三高航路云々ということございましたが、これにつきましては、我々もちょっと状態を詳しくは掌握はしてません。

ただし、公共交通事業等で三高／宇品、三高・大須／宇品間の収支の状況等も明示しておりますので、そこらで勘案するしかないかなあというふうに考えております。

それと高速船の運航について、これもフェリーの二の舞にならんのかという御質問ですが、二の舞というよりも、非常に燃料の高騰あるいは利用者が減ってきておるといふことで、一応経営的には大変厳しい状況は続くというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） これは、市長に要望になるのですが、市長はどうも公設民営化を頭の片隅のほうへだいぶあるみたいなんだけど、やっぱり今の江田島市民にとって、特に西航路、西能美にとっては、中町／宇品間の航路は、生命線、死活なんですよ。

やっぱりこれを、金がかかるとしても、やっぱり住民の安心と安全を守るために、ぜひ、公設公営でやっていってもらいたい。要望して終わります。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

野崎議員。

○8番（野崎剛睦君） このたび条例を改正して、フェリーを廃止したから条例改正するということでございますが、私は江田島市の市営で、フェリーをまた江田島市で復活するという事は、もうちょっと考えられないと思うんですよ。

それで、このたびドリームのうみを気仙沼の方に無償貸与しとるということでございますが、これ、田中市長が、広島県の湯崎知事を通じてそういう申し込みがあったということで、市長がいだらうということで、むこうに派遣しているということで、昨日局長の方から聞きましたら、これが有効活用されて、フル稼働しとるということでございますから、それで6カ月ということで貸与しとるようでございますが、また戻されても、2ハイまたあそこに係船料もかかるし、やはり県知事を通じてこられたなら、宮城県に買ってもらうように、湯崎知事を通じて、それで国の補助を出してもらって、やった方が江田島市もいらないものを抱えるようなことになるし、そういう要望を市長にさせていただきたいんですが、どうでございましょうか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 買ってもらえんかということをお伝えたらどうかということですが、そのあたりのことは、江田島市は、このフェリーについては売りに出しておりますよということは、むこうへは十分伝わっておりますので、今大島汽船、そこらあたりが、必要と思えば、どうしても必要なんだということになれば、何らかの意思が伝わってくると思うんですけど、今のところはその売るといふことは、間違いなしに気仙沼市の方にも、大島汽船さんの方にも伝わっております。

ただ、中古の船になりますので、例えば、離島ですから、離島の場合は、船を建造する場合には、約半分を国の補助が出ます。

いつもいいますように、その会社経営して赤字が出た場合には、赤字の会社によって違うんですけど、多いところは赤字分の80%とか、低いところは15%とかいうようなちょっと分からないんですけど、大ざっぱにいうと半分、赤字部分の半分近くは実は国から補助が出ます。

新造のときも、半分近く補助が出ますので、中古の売買の時には、そういったことがあるかということも多分、中古船を買う、売買するときの相手側のこの立場でいうと大

きなポイントになるんじゃないかと思うんですけど、いずれにしても、その売りますよ
いうことは伝えておりますので、広島県と宮城県を經由せずでも相手さんに伝わってい
るということだけわかっただけというふうには当然売り出しておりますので、買って
いただければ、適正な値段で買っていただければ一番いいんですけど、また機会があっ
たらそういうことを伝えておきたいというように思います。

○議長（上田 正君） お願いしておきます。

質疑は、現在議題にあがっておりますもののみが質疑になりますので、その旨お願
いしたいと思います。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第54号

○議長（上田 正君） 日程第7、議案第54号「公の施設の指定管理者の指定につ
いて」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第54号「公の施設の指定管理
者の指定について」でございます。

鹿川漁船係留施設（13号）について、鹿川漁業協同組合を指定管理者として指定
したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの
でございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） それでは議案第54号、公の施設の指定管理者の指定

について（案）について説明をします。

71ページをごらんください。

新たに鹿川漁船係留施設第13号が完成したことに伴い、この施設を指定管理とするものであります。

72ページをごらんください。

施設名は、鹿川漁船係留施設（第13号）です。施設所在地は、能美町鹿川4724番地22地先です。設置目的は、水産業の振興を図り、漁業経営の安定に資するためのものであります。

次に、指定団体の概要を説明いたします。

団体名は地元漁協であります鹿川漁業協同組合で、団体の所在地は、江田島市能美町鹿川4779番地1です。代表者の氏名は、代表理事組合長 勝間 譲です。

指定管理者の業務の範囲及び指定管理料並びに選定の理由は、資料のとおりであります。

なお、指定期間は、条例の公布の日から平成28年3月31日までとしております。以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

沖元議員。

○7番（沖元大洋君） これ先ほども問題になったんだけど、このようなものをこうして資料として提出するのに、行政のあなた方だけが分かるようじゃ意味がないじゃろ。ほとんど、海に関係しとられる方は、おおよそ白地のどこどこじゃいうたら、おおよそあそこかのうと分かる、でも、このなかでも95%ぐらいの人は、あなたが説明しても部長、おそらくわからんと思う。これが、私がいつもいう行政の怠慢なんよ。たった1枚、このもう一つ裏に、この資料として地図か写真ぐらいせめて載せていれば、ほとんどの方はああここかと分かるはずなんよ。

それと、この施設、江田島市に在住している漁業者には利用可能なのか、市が設置したから。

その2点をちょっと。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 1の関係については今後気をつけまして、なるべくすぐ分かる位置図等にさしていただきたいと思えます。

この漁船係留施設は、石油備蓄でありまして、イワシ漁とかの漁の係船等に利用させていただくということで作ったものです。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） イワシ漁だけが漁師じゃないじゃろ。なぜそのイワシ漁だけに限定したのか、そこを説明してください。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） すみません。イワシ漁を中心とした漁のなかでの係船

施設として、設置を石油備蓄の方でやらしていただいておりますということ。漁労の方々を中心に、やらせていただいているということです。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 石油備蓄という文言を、今部長あんた言われたけども、石油備蓄とこの漁業施設とのどのような関連があって石油備蓄、石油備蓄といわれる。石油備蓄がお金を出資してくれたからつくったのか、それとも、国・県の補助を得て市が設置したのか。そこらをちょっとはっきり説明してもらわないと。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） この施設は、石油備蓄の補助を受けて、市が設置したものであります。

その申請の中では、ようするにいろんな漁船の大型化とか、高速化とした中で、施設を充実する中で、施設を設置させてもらったというように申請しております。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） じゃから、その中には、それと写真の添付も一緒なんよ。なんで文言に石油備蓄、鹿川の石油施設が補助してくれて、つくった文言が入らんと、さも市の産業部が設置したげたんよというような意味合いのこの文言になっちゃいけまあ。一言もどこにも石油、三菱の石油施設の会社が補助してくれてつくったものがこれですよ。イワシ網業のために、いうなら分かりますよ。でも、そういう文言がまったく入っとらんじゃろう。だからそこらも一緒なんよ、先ほど言ったんと。こうして皆さんが、農業されとる方も商業されとる方も漁業されとる方も、すべて市民なんよ。その市民が、説明した時点で一目瞭然わかるような説明するのが、君たち行政の部課長の仕事じゃろう思うんよ。自分さえ分かればええいうようなんじゃ、まったく困る。だから漁師、これ鹿川のイワシ網漁をされている会社のための漁師に、設置してくれ言うて、三菱から補助をもらってできましたものがこれです、皆さんに一目瞭然でわかるような説明と、こういう提案書を出さなきゃ、あんたらだけがわかったんじゃ困るんよはっきり言って、どうしてもこれ納得いかんけえ、そういうことじゃけえ、最後に一言部長、今後どのようにするか答えてくれ。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 今後のことにつきましては、先ほど言いましたように、まず位置図とか、皆さんになるべく分かるようにということは、反省点としてやります。

なお、今の石油備蓄等の補助に関しては、予算当初でやっておりますので、全くそこら辺のことについては、そういうような思いでおりました。

それと、先ほど言いましたようにイワシ漁が中心であって、普通の漁業者皆さんが公平に使っていただけるということで、もしも先ほどイワシ網を強調しましたけども、そこは訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 5 5 号

○議長(上田 正君) 日程第 8、議案第 5 5 号「市道の路線変更について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 5 5 号「市道の路線変更について」でございます。

能美町中町の市道、中町 6 1 号線の路線を変更したいので、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 石井土木建築部長。

○土木建築部長(石井和夫君) それでは、議案第 5 5 号、市道の路線変更について、御説明いたします。

御説明する前に、資料のうち 7 3 ページ目と 7 5 ページ目の道路の起点・終点の所在地の表記に誤りがあり、差しかえさしていただいております。

大変申しわけございませんでした。

それでは、5 5 号の説明をいたします。

本案は、真道山森林公園へ接続する市道の中町 6 1 号線と、公園の園路の管理区分について、適正な管理、利用が可能となるよう市道の終点を変更するものでございます。

7 4 ページの参考資料の上の図をごらんください。

ちょっと黒でつぶれてしまって、見えづらくて大変申しわけございませんけれども、中町の能美グランド周辺の図でございます。図の中央の能美グランド右上から右下の真道山森林公園までの白い枠囲みの中の黒い線が中町 6 1 号線でございます。

下の図に移っていただきまして、この路線の公園側の拡大図でございます。

中町 6 1 号線は公園の管理棟を過ぎたところまで続いておりますが、現在公園の施

設管理上、図の中央に白の二重線で示した位置に、夜間などはチェーンをかけ、侵入制限を行っております。

このため、この侵入制限地点から公園側の道路は、常時の一般交通の利用のできない実態がありますので、公園管理者と協議した結果、制限地点を見通しのきく道路の直線部分にうつし、図では、二重線の1センチ程度左上になりますけれども、この地点から公園よりの区域を市道から外し、公園の園路として管理することがより適正な管理利用となると判断いたしました。

このため、市道の終点を変更するものでございます。

これにより、市道の終点の地番が変更となり、道路延長が約90メートル短くなります。

なお、廃止した市道の区域の施設管理は、公園管理者が引き継ぐよう今後準備を進めることとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第56号

○議長（上田 正君） 日程第9、議案第56号「平成23年度江田島市一般会計補正予算（第1号）」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第56号「平成23年度江田島市一般会計補正予算（第1号）」でございます。

平成23年度江田島市の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,440万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億640万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 一般会計補正予算 第1号について、歳入歳出補正予算事項別明細書で、主な内容を説明いたします。

予算書を10、11ページをお願いいたします。

最初に、歳入から説明いたします。

15款県支出金、2項県補助金及び3項委託金は、地域支え合い体制づくり、安心子ども基金特別対策事業、緊急雇用対策事業、県移譲事務、急傾斜地崩壊対策事業及び特別支援教育総合推進事業に係る補助金・交付金または委託金の増額補正でございます。

次に、19款1項繰越金ですが、1億1,817万1,000円の増額計上です。今回の補正に係る一般財源として、前年度繰越金を計上いたします。

12、13ページをお願いいたします。

20款諸収入、6項雑入ですが、緊急雇用対策事業に伴う臨時職員の社会保険料個人徴収金の増額計上です。

続いて、21款1項市債は、江田島町津久茂里小路地区、急傾斜地崩壊対策事業の変更増に伴う一般単独事業債の増額を行っております。

次に、歳出を説明いたします。

14、15ページをお願いいたします。

1款1項議会費は、議会特別委員会設置に伴う費用弁償などの関係経費を計上いたしております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、中田港の港湾整備に伴います本庁東側駐車場の舗装等の工事費を計上いたしております。5目財産管理費は、津久茂団地西側の市有地法面工事費です。6目企画費は修学旅行誘致受け入れのための協議会への補助金です。7目情報政策費は、封入封函業務委託確定に伴います基幹系システムの改修委託料です。16目災害支援費は、震災被災地への本市派遣職員旅費及びフェリー貸与に伴う交通船事業への償還金繰出しです。

16、17ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は全額県補助の公共施設等への障害者用駐車場整備費です。3目老人福祉費は、高田老人集会所の解体工事費です。10目災害支援費は、本市への震災被災者への受け入れに係る支度金です。

2項児童福祉費は、全額県の安心子ども基金補助を財源とする自動車購入費です。

続いて、18、19ページをお願いいたします。

5款労働費、1項労働諸費は、全額県の緊急雇用対策事業補助金を活用した臨時職員雇用のための関係経費です。

次に、6款農林水産業費、3項水産業費は、三高カキ殻一時堆積場修繕に係る指定管理協定に基づく指定管理者への補助金です。

続いて、20、21ページをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋梁費は、権限移譲事務交付金の増額によりまして、県道改良に係る関係費用の増額組み替えです。3項河川費は、美能地区、遊水池浸水対策といたしまして、浸水ポンプ整備及び江田島町津久茂里小路地区、急傾斜地崩壊対策工事の工法変更に伴う工事費の増額補正です。

続いて、22、23ページをお願いいたします。

5項都市計画費は、住宅改修工事補助金の追加補正及び公園除草等委託料の増額です。

9款1項消防費は、職員追加採用に伴う研修関係経費です。

10款教育費、1項教育総務費は、小学校パソコン教室のパソコン更新リース料です。

続いて、24、25ページをお願いいたします。

2項小学校費及び3項中学校費は、市内小中学校の消耗品費です。6項保健体育費は、スポーツセンター及び美能グラウンドの施設補修費です。

11款災害復旧費は、古鷹山ビオトープ及び環境センター管理道路の災害復旧工事費です。

なお、28、29ページに給与費明細書、30ページに地方債の見込みに関する調書をお示ししております。

予算書5ページの方にお戻りいただきます。

第2表 債務負担行為補正。追加といたしまして、切串小学校・三高小学校パソコン教室パソコンリースの追加をお願いいたしております。

次に、6ページ、第3表 地方債補正。変更といたしまして、一般単独事業債・防災対策事業（自然災害防止）急傾斜地崩壊対策事業の限度額の変更をお願いいたしております。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,440万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億640万円とする一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（上田 正君） 暫時休憩とします。

（休憩 12時00分）

（再開 12時00分）

○議長（上田 正君） 会議を再開します。

これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） 5ページの債務負担行為であります。これは光をそそぐ交付金ですか、あの交付金に適合しなかった理由をお伺いたします。

それから11ページの1番下の前年度繰越金であります。これ全部で幾らぐらいなっとるんかお伺いします。

それから15ページの総務管理費、一般管理費の庁舎維持管理事業費であります。これは、駐車場の本庁舎の駐車場をつくるということで、棧橋側の方なんです。部長にもお願いしたんですが、駐車場つくる場合には、お客さんとか、身障の駐車場を近くに設けるようにひとつお願いしたいと思うんです。どのようなことをされるのかお伺いします。

それから、同じく15ページであります。企画費の江田島海生体験交流協議会補助金であります。これはなにか修学旅行の誘致するいうんか、修学旅行を受け入れ組織の設置をされるいうんですが、これをどのような何をされるんか、よくちょっとわかりにくいので、今までもこうゆうようなことをやるのじゃが中々功を奏してない思うんじゃがね。これみな一般財源ですから。お伺いします。

それから、17ページの老人福祉費の中の老人集会所等管理運営事業費で、工事請負費448万4,000円ですが、これは高田の老人集会所の解体だと思っております。ちょっと、木造で面積もそんなに大きくない思うんですが、ちょっと値段が高いようなきがするんですが、どのぐらいのものを壊されるのかお伺いします。

それから、その下の災害支援事業費であります。扶助費200万、これは被災者の大震災のこの間の東北の震災の関連で、被災者が江田島市にこられた場合に、単身の場合10万円とか、複数の場合は20万円とか、こうようなのを出されるいうんですが、これは県の指示でやるんですか。今まで江田島には、被災者は全然来てないでしょう。お伺いします。これも一般財源ですからね。

それから、19ページの水産業施設維持管理費の1番下の水産業施設修繕補助金、これ指定管理の協定でやられるいうんですが、これは補助金は30%という協定の中に決まっとるわけですか、お伺いします。

それから、21ページの道路新設改良費で県道改良事業で、001の一番下の工事請負費1,500万、これは、深江・柿浦線だと聞いておるんですが、海の埋立ていうことですが、当初予算でも組んどったんですが、この増額になる理由ですが、変更理由をお伺いします。

それから、その下の道路改良事業費で、これは単独市でやる工事600万であります。これは補正まで組んでやらにゃいけんいう工事なんですか。当初予算で組めなかったのかどうかお伺いします。

それから、同じく21ページの1番下の砂防費、工事請負費で、急傾斜900万であります。これも何か水路とか浚渫をされるいうんですが、この増額部分、これも当初予算で分かっとったはずで、これは前々から去年の7月の災害の分でしょ。お伺いいたします。

それから、23ページの公園費であります。除草等業務委託料、これは小用の江田島公園のヤシの木を切るということですが、これは全部切るんですか。それとも葉っぱだけを取るのか、どのようにされるのか、ちょっと危ないですからね落ちてきて。どのようにされるのかお伺いします。

それから、25ページの小学校費、中学校費があります。

需用費については、当初予算で忘れとったということですが、今度から忘れないようによろしくお願ひします。

それから、最後に1番下の災害復旧費、2つほどあります公園災害、ごみ処理施設、ビオトープと環境センターですか、これも去年の7月の災害の分じゃろう、またいまごろになって、これはどしたんかねえ思うんですが、以上です。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 17ページの老人集会所等の管理事業の工事請負費、高田老人集会所の解体工事費が448万4,000円ということなんですけれども、これだけあれば、元のように返せるということで組んだわけでございます。

それと、その下の災害支援事業費、扶助費が200万円組んだわけでございますが、これは「江田島市東北地方太平洋沖地震被災者支援金給付要綱」というのを定めております。

これは広島県内の市町の状況を検討させてもらって、この金額が妥当であるということで、単身が10万円、複数世帯が20万円、200万円を組んだわけでございます。以上です。

○議長（上田 正君） 有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君） まず5ページの債務負担のリースの関係で、光をそそぐ交付金に適合しなかった理由でございますけれども、議員御指摘のとおり、住民生活に光をそそぐ交付金、これで当初切串と三高の小学校にパソコン購入の費用を含めておりました。しかしながら、計画を出した段階で、国の方の審査で、この光をそそぐ交付金の趣旨というところが、これまで光が当たってなかった分野の地の地域づくりにパソコンのみというのが難しいということがございまして落とされたものでございます。これにかわって、教育委員会の方でリースをするということになったものでございます。

それから、15ページ企画費の企画調整事業、江田島海生体験交流協議会補助金でございます。

これは修学旅行誘致ということで、現在、観光型のものから体験プログラム型の修学旅行への移行というのが、ふえてきております。

江田島も自然豊かな自然を生かしたプログラムが提供できるということで手を挙げる、ただし課題がございまして、ノウハウがないでありますとか、受け入れ体制ができてないとか、そういった課題もございまして、江田島も含めての広島湾の湾域で組織するベイエリア協議会というのがございまして、そちらの中で、この体験型の修学旅行誘致活動されとるんですが、そこの中で、これからそういう受け入れ体制の整備、その辺の支援でありますとか、指導、こういったことを積極的にしていただけるという話がありまして、江田島市も乗っかるというようなことで、今回、体制整備、協議会の

設立と、それから主には来年度になるんですけども、受け入れは実際には来年度になると思うんですが、そのための準備、モニターをしたりとか、そういったことを考えて、ここにあげさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 久保財政課長。

○財政課長（久保和秀君） 11ページ、繰越金のご質問なんですけれども、前年度からの繰越金は、現在、1億1,817万1,000円をこの度予算計上させていただいておりますけれども、5億3,000万円が見込めるといふふうに思っております。

それから、次に15ページなんですけれども、庁舎維持管理事業で、駐車場整備のお話がありましたけれども、議員がおっしゃいましたように、お客様使っていただく市民の方、また障害者の方が使用できるといいますか、最優先でそのへんの整備は考えていきたいと、御指摘のようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 水産業施設修繕補助金についてであります。これについては、基本協定の中で、大規模な修繕につきましては、甲乙それぞれが協議の上で決定するという文言が入っております。それで、指定管理者と協議の上で、7割程度の補助、市が7割程度の補助でやるということにして予算計上させていただいております。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 21ページの県道改良事業費1,500万の増額理由でございます。

県道改良事業につきましては、2路線を権限移譲で、工事の実施をしております。そのうち1路線につきましては、設計業務委託費について、県の方で認めていただけなかったもので、減額になっておりますが、もう1路線、深江・柿浦線につきましては、海辺部分の埋立工事でございます。これは要望額以上に、県の方で加配がございましたので、それに従った工事の工事費の増を計上したものでございます。

それから、道路改良事業費600万円の増額でございますが、これは市道になりますけれども、今年度になりまして、地域の方々から、狭い道路の部分を広げてくれるなら寄附をしてあげましょうという申し出がございましたので、急遽、この部分の工事を行おうとするものでございます。

それから、砂防費の急傾斜地崩壊対策事業の900万円でございますが、これは昨年度、被災を受けました部分の急傾斜地事業でございますが、工事を進めるに当たって、斜面の下の当家の方から、水路が1本しかないで、そこに水が集中するので、何とかしてほしいという申し出がございましたので、これに対応して水路を2系統に分けて工事をする事となったものでございます。それが、600万円。

それから、300万円につきましては、水路の流末にわたります普通河川におきまして、浚渫が必要なほど、堆積が進んでいるということが工事の中で判明いたしましたので、増額によって浚渫を行って水はけをよくするようにするものでございます。

それから、23ページ、公園維持管理費でございます。

これは、江田島公園のヤシの木の伐採でございます。現地には、ヤシの木がたくさん生えておって、随分高くなって、葉っぱが落ちると結構物に当たると傷が付いたり、あるいはけがをしたりする恐れがございますので、伐採によって対応をするように考えております。

それから、25ページの公園施設災害復旧費でございますが、ビオトープでございます。

これは、この春の雨によりまして、法面が崩壊したために、それに対する修繕を行うものでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） 26ページ、27ページでございますけれども、ゴミ処理施設災害復旧事業費226万6,000円ですけど、これは5月12日の雨により、現在埋め立て中の第2埋立地の山側の崩壊でございます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

片平議員。

○6番（片平 司君） 19ページの労働費、労働対策費というのがああるんじゃけど、農産物産地推進業務委託と書庫整理業務委託、これは具体的にどういうものか。

それと、23ページに、教育費、教育振興費の使用料及び賃貸料というんが、これパソコンと思うんじゃけど、5ページの債務負担行為を見ると、5年間で約1,100万になつとるわけじゃから、年間200万ぐらいじゃろうと思うんじゃけど、パソコンのリース代が、一台がどの程度のパソコン能力か、小学生が使うパソコンにそんなにええパソコンじゃのうてええと思うんよ。どの程度の能力のパソコンを使わしよるんかいのをちょっと聞きたい。

その2点。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 19ページの農産物産地化推進業務委託料といいますのは、これは沖美スイトピーの臨時雇用です。

そこで、当初予算では4名としておりましたけども、県の方から追加できましたもので、8名にするということで、4名をプラスする補正です。

それと書庫整理業務委託料というは、庁舎内の書類が相当数、合併以降で、保存等がうまくいってないということで、これに対して緊急雇用でやらしていただくという2点です。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 先ほどのパソコンでございますけれども、これは、台数が40台、性能につきましては、ちょっと休憩いただいて。

○議長（上田 正君） 休憩します。

（休憩 12時19分）

（再開 12時19分）

○議長（上田 正君） 再開します。

ほかにありませんか。

山本一也議員。

○15番（山本一也君） 山木議員さんが小学校・中学校のことを聞かれて、答えがないから聞くわけですが、どういう理由か教えていただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 木戸教育次長。

○教育次長（木戸佐夜子君） 当初予算で、計上すべき消耗品だったんですが、昨年図書費を交付金で購入させていただきまして、その図書費を落としたつもりが一般消耗品も落としてしまったということで、うちの方の失念でした。こういう理由で、当初予算に計上するのが落ちていたことです。

申しわけありませんでした。

○議長（上田 正君） 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 忘れとった、単なる忘れじゃないんですよ、本来、教育というのは、次の世代、いわば江田島市を担う人間を育成していく場所なんです。

そういうところで、うっかり忘れとったというようなことじゃ、立派な人間は育たないと思います。

二度とこのようなことがないように、先の片平議員の質問にしても、簡単に答えられる問題なわけですが、そこらのところも十分に胸を張って、自分たちは、次の代を背負っていく人間を育成しておるんだというものの重心が私は欠けておるように感じておりますので、そこらのところ失念のないように。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

野崎議員。

○8番（野崎剛睦君） 14ページ、15ページなんですが、私が聞き漏らしたんかもわからないんですが、災害支援費、そして節の繰出金2,669万1,000円、繰出金なってるわけですが、これの内訳をお教えていただきたいんですが。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） まず職員手当の方は、震災の方へ派遣しておる職員の時間外手当、往復に伴う旅費、職員手当と旅費については、支援の職員の関係になります。

それと、繰出金の関係の部分ですが、このたびフェリーを気仙沼の方へ貸与しました。当初は、売り払いするという前提に、毎年船の償還金をずっとお金を借りてつくっておりますので、その償還金を毎年組んどったんですが、それが今年度売ることが前提だったもので、その償還金を計上しておりませんでした。今回、貸し出すということで、その部分の償還が発生するというので、今回、一般会計の方から、災害支援ということで、償還金を交通船事業の方へ繰り出すということで計上しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 野崎議員。

○8番（野崎剛睦君） 3月定例議会の後、全員協議会の後で、江田島市はこの災害で、1,000万円の義援金を考えておるということを聞いたんですが、あれは、補正予算は組まないんですか。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 義援金につきましては、予備費で対応させていただくということで全員協議会の方で、御了解をいただいたというように認識をしております。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の移起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 57 号

○議長（上田 正君） 日程第 10、議案第 57 号「平成 23 年度江田島市交通船事業会計補正予算（第 1 号）」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 57 号「平成 23 年度江田島市交通船事業会計補正予算（第 1 号）」でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 議案第 57 号、平成 23 年度江田島市交通船事業会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

第 1 条 平成 23 年度江田島市交通事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものです。

第 2 条 平成 23 年度江田島市交通船事業会計予算（以下予算という）第 3 条定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず、収入ですが、第 1 款の第 2 項営業外収益を 3 9 7 万 7, 0 0 0 円の増額補正を行い、第 1 款汽船事業収益の合計額を 4 億 5, 3 6 4 万 5, 0 0 0 円とするものです。

次に、支出ですが、第 1 款汽船事業費用の第 2 項の営業外費用を 1 1 8 万 2, 0 0 0 円の増額補正を行い、第 1 款汽船事業費用の合計額を 5 億 2, 8 9 5 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入ですが、第1款資本的収入の第1項固定資産売却代金を2,482万7,000円の増額補正し、第2項他会計補助金を2,271万4,000円の増額補正を行い、第1款資本的収入の合計額を、2億9,516万円とするものです。

第4条 第7条に定めた重要な資産は次のとおり補正する。

まず、1 処分する資産、船舶機械、レインボーのうみ（カーフェリー 380トン）、1隻を売却処分するものでございます。

今回の主な中身につきましては、ドリームのうみの災害支援に対する諸費用及び償還金の繰入れ、また、燃料等の高騰による収支の悪化に伴いまして、レインボーのうみを処分するものでございます。

実施計画は3ページに、資金計画及び費目別内訳は、4ページ、5ページに記してあるとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから討論を行います。

質疑はありませんか。

片平議員。

○6番（片平 司君） 売却代金は、どのくらい見とるんですか、レインボーのうみの。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） これはいわゆる入札にかかるものですから、今おおむね幾らというような具体的な数字は申し上げられません。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） ドリームのうみを売船するということですが、当初予算では、レインボーのうみを貸し船として貸すんだということで1,000万円程収入があるように予算措置しとったですよ。これを減額せんでもよろしいんですか。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 一応、我々もちょっと風呂敷広げすぎとるかもわかりませんが、一応売船をする予定であります。売船をするまでの間、備船の可能性も探りながら、ということで今回備船についての費用を落としておりません。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今回補正予算ということで、新たにレインボーのうみの売却ということで、一応さきほど価格のところは入札もあるんでということで説明を受けたという、実は全員協議会の方で大体数字ははいってますけれども、ところで今江田島市のドリームのうみは、大島汽船さんの方に半年の無償貸与ということでありますが、こちらの今回レインボーのうみの資産売却ということで処分の補正予算に入っております。

一方で、ドリームのうみも当初予算で売却というふうに予算書にでているんですけ

ども、一応これは無償と言いつながらも貸与をすることで、処分の変更というかたちで、売却の前に貸与するとありまして、予算のそこに入れる必要があるのではないかなと私は思うんですけども、ないのならばないで結構なんですか、その点、というのがこの売却を延期して貸与することによって、先ほどの質問がありました償還金の2千何がしか、一般会計から繰入れが2,600万ですけども、いうてみればそこに費用が発生するわけなんで、その点、確認まで教えてください。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） そのことも、予算上と言いますか、その不備があるかということで、非常に丁寧に調べさしていただきました。一応その旨はないということで、このままいかさしていただいております。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第3号

○議長（上田 正君） 日程第11、発議第3号「議会改革特別委員会設置に関する決議について」を、議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

山木信勝議員。

○17番（山木信勝君） 発議第3号

平成23年6月23日

江田島市議会議長上田正様

提出者、江田島市議会議員 山木信勝

賛成者、江田島市議会議員 浜西金満、賛成者、江田島市議会議員 住岡淳一、賛成者、江田島市議会議員 山本一也、賛成者、江田島市議会議員 胡子雅信、賛成者、江田島市議会議員 吉野伸康。

議会改革特別委員会設置に関する決議の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出いたします。

議会改革特別委員会設置に関する決議案を次のページに添付しております。

以上で終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまますので、これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。

（休憩 12時35分）

（再開 12時36分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定によって、議長において御手元に配布いたしました名簿のとおり指名いたします。

暫時休憩とします。

（休憩 12時37分）

（再開 12時42分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

日程に先立ち、議会改革等委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので報告いたします。

委員長に沖元大洋議員、副委員長に胡子雅信議員が選任されました。

以上で、報告を終わります。

日程第12 発議第4号

○議長（上田 正君） 日程第12、発議第4号「東日本大震災による福島原発事故を受けて住民の生活と健康を守るべく、エネルギー政策の見直し等を求める意見書について」を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

山本一也議員。

○16番（山本一也君） 発議第4号

平成23年6月23日

江田島市議会議長 上田正様

提出者 江田島市議会議員 山本一也

賛成者 江田島市議会議員 浜西金満、賛成者 江田島市議会議員 住岡淳一、賛

成者 江田島市議会議員 胡子雅信、賛成者 江田島市議会議員 山木信勝、賛成者 江田島市議会議員 吉野伸康。

東日本大震災による福島原発事故を受けて住民の生活と健康を守るべく、エネルギー政策の見直し等を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出いたします。

内容については、別紙のとおりであります。

意見先の提出先について、内閣総理大臣、経済産業大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長あてでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまますので、これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（上田 正君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これで平成23年第3回江田島市議会定例会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

（閉会 12時46分）